

令和2年4月15日

利用者様・家族様

居宅介護支援事業所 恵寿
管理者 高野 紀子

新型コロナウイルス感染症対策についてのお願い

島根県内の新型コロナウイルス感染症患者発生に伴い、皆様におかれましては大変不安な日々を送っておられることと存じます。当事業所におきましては、保険者（大田市）にも確認の上、居宅介護支援におけるサービス担当者会議及び毎月のモニタリング訪問について、下記の通り柔軟に対応させていただくこととしましたので、よろしくお願いいたします。

記

1. サービス担当者会議について

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合は、利用者の自宅以外での開催や電話・ファックス等を活用し、照会の記録を残し、サービス担当者会議の開催に代える。

2. 毎月のモニタリング訪問について

感染防止拡大の観点から、やむを得ない理由により訪問してモニタリングができない場合は、利用者様・家族様・サービス担当者様等への、電話等による状況把握を行い記録する。

【やむを得ない理由】

- ・新型コロナウイルス感染症対策の為、病院や施設等から面会を断られた場合。
- ・新型コロナウイルス感染症防止を理由として、本人様や家族様から面会を断られた場合。
- ・感染の危険を減らすために、面会を避けることを当事業所が判断した場合。

以上